平成２５年（フ）第２８５号
千葉県市川市塩焼２丁目２番62号
債務者　小笠原勝代
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３１号
千葉市中央区今井１―23―10―606、住民票上の住所千葉市若葉区桜木北３丁目21番19号
債務者　春山　正二
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姉﨑　真人
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
三重県伊勢市粟野町1045番地
債務者　西岡　久子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟609号
債務者　三角屋みかど園こと　杉村　繁子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６８号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟609号
債務者　三角屋みかど園こと　杉村　義剛
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市山本210番地の13
債務者　守高　良治
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後４時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
岩手県奥州市江刺区愛宕字金谷198番地
債務者　佐々木　佳
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５号
京都府舞鶴市溝尻中町13番地の５
債務者　的場　正雄
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市正法寺385番地の７
債務者　金本鐘民こと　金　　鐘民
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1020番地の13
債務者　文野加奈子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１７３１号
横浜市緑区中山町306番地７　グレースメゾン803号
債務者　芥川　幸正
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４号
山形県西村山郡朝日町大字松程10番地１
債務者　長岡　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９２号
大津市坂本３丁目４の58　木津アパートＢ―５、住民票上の住所滋賀県草津市笠山６丁目11番34号、前住所滋賀県草津市笠山５丁目６番11号
債務者　菊本建装こと　菊本　和久
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　裕惠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５７７号
大阪府豊中市上野西４―８―41　ピアチェーレ201号室、住民票上の住所大阪府豊中市宮山町２丁目20番５号
債務者　斉藤　貴也
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８号
大阪市浪速区桜川２―１―14スタジオアパートメントＷＫ904、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝4051番地の８
債務者　戎谷　昌朗
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係